

## 〈学校生活のきまり〉

東大和市立第四中学校  
生活指導部

### 1 登校・下校等

- ・8時25分に出欠確認をする(朝読書開始)。チャイムの鳴り始めで着席していること。  
着席していない場合は遅刻とする。
- ・一度登校したら無断で校外に出ないこと。忘れ物などの再登校も緊急性がなければ、安全のためにも基本的に行わない。
- ・下校時刻は厳守すること。
  - 一般下校時刻 6時間授業 →15時45分 5時間授業→14時45分(簡単清掃14時30分)
  - 部活動等 3月~10月 **18時30分** 11月~2月 **18時**
- ・クラス、学年、生徒会等の仕事で下校時刻以後居残る場合は、担任または担当の先生の許可を得て活動する。
- ・登下校時に寄り道しない。
- ・再登校する時は、定められた服装で登校する。休日に登校する時も必要に応じて学校に電話してから、定められた服装で登校する。いずれも私服での登校は認めない。
- ・自転車での登校は原則認めない。

### 2 朝礼 ※朝礼時は、登校後各自で校庭又は体育館に移動し整列して待機する。

- ・朝礼は校庭又は体育館で行う。(本年度は全校で体育館には集合しない。全校で集まる場合は校庭で行う)
- ・服装、身だしなみを整えて臨む。

### 3 諸届等

- ・欠席、遅刻、早退は、**必ず保護者**から8:00~8:10の間に電話をしてもらうこと。予め分かっている場合は、生徒手帳の届欄に記入し保護者印を押して担任に届けてもよい。
- ・遅刻して登校したときには、必ず職員室に行き登校したことを申し出る。  
遅刻カードをもらい記入して教室に向かう。
- ・体育見学の場合は、生徒手帳に見学理由を保護者が記入し、保健体育科の教員に届け出る。
- ・保健室は原則として、休み時間に教員の許可を得て利用する。
- ・インフルエンザ等出席停止となる感染症にかかった場合は、養護教諭に連絡してください。  
出席停止期間後、登校するときは必ず医師の発行する「治癒証明書」の提出をしてください。  
(学校のHPからダウンロードできます)
- ・怪我等で規定以外の服装や靴等で登校する必要がある場合は担任に連絡をしてください。

### 4 清掃

- ・コロナ感染防止のため、机と椅子の移動はせずに、清掃を行うこと。
- ・電気スイッチや黒板消しなどはアルコール消毒を行うこと。

## 5 昼食

- ・コロナ感染防止のため、机を前に向けた状態で私語をせずに食べること。
- ・給食当番はマスクとビニール手袋を着用して配膳すること。またおかわりの際もマスクを着用すること。

## 6 授業

- ・教科係は、授業前に教員のところに連絡に行き、教材の準備などを聞き指示を仰ぐ。
- ・チャイムが鳴る時点で授業の準備をして着席していること。

## 7 休憩時間

- ・次の授業の準備、トイレ、教室移動等の時間とする。
- ・他クラスへの出入りはしないこと。
- ・トイレは決められた場所を利用させる。※原則各学年のフロアのトイレを使用
- ・他学年のフロアは指定された教室に移動するとき以外は通行しないこと。

## 8 服装等（衣替え期間等は廃止し、気温や天気で生徒が自分で判断する）

### 夏服

①男子……上：白色無地のワイシャツまたはポロシャツ（白色無地か指定の紺色・ワンポイント可）

下：学校指定の標準ズボン（スラックス）

女子……上：上着を脱いで、白無地のワイシャツ（ブラウス）でベストは着用する。

またはポロシャツ（白色無地か指定の紺色・ワンポイント可）ブラウス

下：学校指定の標準スカート又はスラックス

※その他、ポロシャツ着用時のルールは、裾を出しての着用は可（但し、儀式の際はポロシャツ着用不可）

②靴下……白・黒・紺・グレー系のもの ライン一本ワンポイントは可

**※靴下は膝より短いものとする。ただし、儀式の際はくるぶしが隠れるものを着用すること。**

③ベルト……黒とする。装飾のないもの。

### 冬服

①男子……上：白色無地のワイシャツ、標準服（紺のブレザー）

下：学校指定の標準ズボン（スラックス）

女子……上：白無地のワイシャツまたはブラウス、標準服（紺のブレザー・ベスト）

下：学校指定の標準スカート又はスラックス

※儀式の際は、男女ともエンジのネクタイを着用

②セーター類…標準服を着用してもなお寒い場合は、防寒のために黒、濃紺の無地、Vネックセーターを標準服の下に着てもよい。

※暑くなったら、中に着ているセーターを脱ぎ、上着を着ること。

※上着を着ないで、セーターでの登下校はしないこと。

③コート、マフラー、手袋は、中学生らしいものを用意する

④靴下……夏服と同じ

⑤ベルト……夏服と同じ

## ☆着方等

- ・ベストやセーターは、上着を着た際、裾や袖口がはみ出さないように着用すること。
- ・「膝掛け」の使用は認める
- ・防寒着は登下校時のみ着用すること。
- ・シャツを出したり、胸のボタンを2つ以上開けるなど、だらしない服装はしないこと。
- ・ズボンをわざと下げて掃くことはしないこと。
- ・スカートは真っ直ぐに立った時ひざにかかる丈とする。
- ・ワイシャツの下には下着やTシャツを着用すること。  
※下着やTシャツは華美なものは控える。
- ・靴は運動に適したものとする。革靴・サンダルは認めない。
- ・上履きがかかたに記名し、きちんと履き分けること。
- ・カバンは特に指定はないが、教科書等学習用具を一つにまとめて入れられるもの。
- ・髪の毛に、整髪料、染色、脱色、パーマ、エクステ等で手を加えることは禁止。
- ・儀式の際は、ネクタイを着用する。ただし、1学期終業式及び2学期始業式は着用する必要はない。

## 9 持ち物

- ・持ち物にはきちんと記名する。(教科書、ノート、ワーク、上履き等)
- ・学校生活にお金や貴重品は持ってこないこと。  
(教材の購入等で現金を持参しなければならない場合は、朝のうちに担任の先生に預ける)
- ・学習に必要なもの、不要物は持ってこない。  
※不要物を持ち込んだ際は、原則保護者に引き渡すこととなります。
- ・原則として、物の貸し借りをしない。(友達のを勝手に借りたりしない。)
- ・水筒にお茶か水、スポーツドリンクを入れて持ってくるができる。

## 10 職員室入室

- ・職員室への入室は用事のある生徒のみとし、入室の際は荷物・防寒着などは廊下に置く。
- ・職員室に入るときは、入り方のマナーを守り入室する。  
(定期考査前1週間、後5日、並びに成績処理の期間などは職員室には入室禁止)

## 11 物の管理

- ・机、ロッカー、イスは学校から生徒に貸し出す。故意に傷つけた場合、弁償となる場合もある。
- ・落とし物ケースの落とし物は、各学期末に展示し確認させた後に処分する。
- ・上履きを忘れた生徒には、職員室で生徒手帳と引き替えにスリッパを貸し、下校時に生徒手帳を受け取り返却する。
- ・傘を貸す時は、職員室で貸し出しノートに記入し貸し出し、後日返却する。